

※ 出席停止期間が終わり登校する際は、下部の登校許可届に必要事項をご記入の上、担任へ提出してください。

大阪府立西成高等学校

学校における感染症についての連絡

下記の感染症にかかった場合は、学校保健安全法により「出席停止」となります。医師からこれらの感染症と診断された場合はすみやかに学校（担任）に連絡してください。担当医の登校許可が出るまでゆっくり休養してください。登校時は下記の「登校許可届」に保護者が記入して日付や感染症名が推定できるような薬の説明書や検査結果（インフルエンザ、コロナウイルスであれば陽性がわかるもの）のコピーとともに、担任へ提出してください。

【学校で予防すべき感染症の種類および出席停止期間の基準】

対象疾病	出席停止期間の基準
インフルエンザ (H5N1型および新型を除く)	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
コロナウイルス感染症2019	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症し5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで
その他の感染症	

※ここにはない感染症については、学校（担任）へお問い合わせください。

※発症した日・解熱した日・症状が軽快した日を0日とします。その翌日を1日、それ以降2日、3日と数えてください。

登校許可届

令和5（2023）年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで上記の疾病にて欠席

しました。診察しました医師により登校が可能と判断されましたので報告します。

疾病名：

医療機関名：

西成高校 年 組 番 名前

保護者名（自署）